

下呂市社会福祉協議会 地域福祉推進事業 助成金

～自治会や小学校区などの単位で取り組みましょう！～

◆助成事業の目的

住民主体による組織団体・グループが継続的に行う地域福祉活動によって、地域の誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを目的に助成金を交付します。



◆助成金の対象となる団体は？

- ① 自治会単位で組織された福祉委員会
- ② 本会が設置した分会
- ③ ①、②が設置されていない自治会

◆助成金の対象となる事業は？

次に掲げる事業で、対象団体が主体的に行う活動

- 1、福祉に関する組織会議、座談会等の開催
- 2、福祉講座・勉強会等の開催
- 3、困りごと・住民意識調査
- 4、福祉マップの作成、要援護者台帳等の整備
- 5、高齢者・障がい者・子ども等の見守り・日常生活支援活動
- 6、要援護者等を対象としたふれあい交流会等の開催
- 7、健康づくり事業
- 8、世代間交流事業の実施
- 9、児童・生徒の見守り活動
- 10、子育て支援活動
- 11、地域の防災・防犯に関する活動
- 12、環境美化活動
- 13、その他の地域支え合い活動

◆助成金の額は？

- ・対象団体が所在する自治会等の前年度における社協一般会費納入済額の35%を助成限度額とします。 ※助成額については、社協にお問い合わせください。

◆助成金の申請方法は？

- ・「助成金交付申請書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・申請期限は特に設けておりませんが、事業実施前に申請ください。



◆助成金の交付はどのようにされるの？

- ・原則、事業完了後の交付となります。但し、必要があると認められた場合、助成金交付決定通知書がお手元に届いた時点から交付請求が可能となります。
- ・交付請求されるときは、「助成金交付請求書」に振込先通帳のコピーを添付し、提出してください。

◆助成事業が完了したら？

- ・事業実施翌年度4月30日までに「助成事業実績報告書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・報告書には、活動の確認できる書類（写真等）と支出が確認できる書類（レシート等 ※コピー可）の添付も必要となります。

～助成の対象となる経費について、詳しくは裏面をご覧ください～

◆助成の対象となる主な経費とその助成限度額

項目	経費の内容等
謝金	講師、指導員等にかかる謝礼・交通費 ※1人当たりの助成額は、10,000円を限度とします。
消耗品費	事務用品、書籍、材料等各種消耗品の購入費
備品購入費	1品あたり10,000円を超える物品の購入費
印刷製本費	資料や案内チラシ・ポスター、記録写真などの印刷を業者やお店で行う際にかかる費用 ※自分で作成・印刷される場合の紙代やインク代等は消耗品となります。
燃料費	活動に必要な燃料代 ※除雪車や草刈り機などを使う際に必要な燃料
通信運搬費	郵便物を送る際にかかる費用や宅配便など物を送る際にかかる費用 例：切手、ハガキなど
会議費	会議を行う際の茶菓代 ※1人当たりの助成額は、150円を限度とします。
飲食費	交流会など行事開催時の弁当代、食材料費、お茶代等 ※1食当たりの助成額は、500円を限度とします。
保険料	行事用保険や物品の損害保険などの掛金
手数料	振込手数料など
賃借料	集会所や公民館など会場の使用料（冷暖房費含む）、機材の使用料、車両借上げ料など

◆助成の対象と認められない経費は？

地域福祉活動に関連のないもの、または以下に該当する経費は認められません。

- ・ 団体等の構成員など関係者に係る報酬、賃金、謝金、研修参加費、旅費、等
- ・ 団体等の構成員など関係者のみの集会に係る飲食費（会議用の茶菓代は除く）
- ・ 他団体等への補助金・助成金・負担金・協賛金・寄付金 等
- ・ 営利を目的とする事業に係わる一切の経費
- ・ 助成団体等の活動施設等の年間維持管理経費（賃借料・光熱水費 等）
- ・ 事業内容に照らして適切でない物品又は著しく高額な物品の購入費
- ・ 日常の活動に要する交通費 等
- ・ 申請団体が主体的に関わらない活動

その他、ご不明な点は最寄りの社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。

下呂市社会福祉協議会

小坂支所	小坂町大島 1807 健康ふれあいセンター	☎62-0038
萩原支所	萩原町萩原 875-2	☎52-3773
下呂支所	森 883-1 下呂福祉会館	☎25-2082
金山支所	金山町大船渡 600-8 金山振興事務所 3階	☎33-2495
馬瀬支所	馬瀬名丸 1041 つっじ苑	☎47-2225

